

プラットフォーム提供事業者の 取り組みについて

JOMC オンラインマーケット
プレイス協議会
Japan Online Marketplaces Consortium

目次

- 1 プラットフォーム提供事業者の取り組み
- 2 JOMC会員企業からの要望・質問

1 プラットフォーム提供事業者の取り組み(1/2)

■JOMCの安全対策の取り組み方

JOMCでは、「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」に基づいて、各プラットフォーム提供事業者が、安全対策の取り組みを行うことを確認。

■各プラットフォーム事業者の進捗状況

現在、JOMCの各プラットフォーム提供事業者において、プラットフォームの実情に応じて、安全対策の取り組みを策定、対応を進めている。

1 プラットフォーム提供事業者の取り組み (2/2)

■ 安全対策の取組の具体例 (予定)

以下のような内容をプラットフォームの実情に応じて実施。プラットフォームによって実施する内容は異なる。

- ◇プラットフォームを利用する販売事業者等、販売者への働き掛け
 - ・販売事業者等への販売ルール等の改定
 - ①引渡し前の購入者本人の年齢確認を義務付ける。
 - ②保安基準に適合していない特定原付を販売しないことを義務付ける。
 - ③必要となる交通ルール等を購入者に周知することを義務付ける。
 - ・交通ルールの周知
 - ①商品ページ等の改訂、販売事業者や購入者に対する周知啓発を実施する。
 - ・保安基準適合品の販売
 - ①販売事業者等への事前審査を行う。
 - ・追加的な取り組み
 - ①eKYCシステムによる年齢確認を行う。
- ◇相談・連絡窓口の設置
 - メール、チャット、ウェブサイト等からの問合せに対応する。
- ◇関係行政機関等との連携
 - 行政機関からの不適切な商品や表示に関する情報提供を基に出品削除等を行う。

また、特定原付の販売自体を禁止するプラットフォーム提供事業者もある。

2 JOMC会員企業からの要望・質問

■ 要望

<周知啓発>

- ・省庁が垣根をこえて、消費者が理解しやすい交通ルール等（交通ルール、車体の基準、車体の区分、ナンバープレート取得、自賠償保険、型式認定・性能等確認等）を周知啓発していただきたいと考えている。
多様な層の消費者が理解しやすいように、イラストや平易な言葉を用いて、1枚のリーフレットのようなものを作成いただきたい。
- ・省庁とプラットフォーム提供事業者間で情報共有を行い、連携して、効果的な消費者向けの周知啓発を協力して行ってきたい。

<公表・共有>

- ・特定原付に関する交通ルールに関するテストの早期完成をお願いしたい。
- ・型式認定を取得している特定原付の一覧化と公表を早期をお願いしたい。
- ・総務省が示す販売証明書に関する案内リンクの早期設置をお願いしたい。
- ・違反商品や事故情報の共有をお願いしたい。

■ 質問

- ・型式認定を取得している特定原付の公表はいつから開始されるのか。公表に時間を要す場合は、それまでの間行政が把握した適合品の情報を積極的に共有いただきたい。